

石川県庁舎19階展望ロビー喫茶コーナー出店者募集に係る小保型プロポーザルの質問への回答

番号	質問事項	回答事項
1	食材等の搬入について、搬入可能な時間帯および搬入導線（エレベーターの利用可否、バックヤードの有無等）についてご教示ください。あわせて、開庁時間外での搬入の可否についてもご教示いただけますでしょうか。	<ul style="list-style-type: none"> ・食材などの搬入は守衛室横荷捌き室付近に車両を一時停車し荷物を降ろしていただき、10号エレベーターで1階から19階、喫茶スペースまで運搬願います。バックヤードは現状ありません。 ・エレベーターは展望ロビー開放利用時間帯の10:00～20:00までは19階に停止しませんので搬出入はその時間を避けてください。
2	収支計画の精度向上のため、展望ロビー来館者のうち、ランチタイム（11:30～13:30）に集中する割合の実績値、ならびに飲食利用に至る割合（利用率）およびコーヒー等の軽飲食利用の割合について、過去の実績があればご教示いただけますでしょうか。	<ul style="list-style-type: none"> ・前事業者による営業時の左記に関するデータはありません。
3	収支計画の精度向上のため、職員様の喫食率（県庁で勤務される職員様のうち実際に飲食を利用される割合）について、過去の実績があればご教示いただけますでしょうか。	<ul style="list-style-type: none"> ・本庁舎（議会庁舎、県警本部含む）で勤務する職員数は約2,900人です。 ・2階の食堂を利用する人数は約463人/日、19階の喫茶店を利用する人数（前事業者時）は約44人/日です。 ※上記の利用人数には一般来庁者も含まれています。
4	前事業者様におけるランチ利用時及びカフェ利用時それぞれの平均的な滞在時間や回転数に関するデータがあればご教示いただけますでしょうか。	<ul style="list-style-type: none"> ・前事業者による営業時の左記に関するデータはありません。
5	前事業者様における平均客単価および価格帯の傾向についてご教示いただけますでしょうか。	<ul style="list-style-type: none"> ・前事業者の平均客単価は約768円です。
6	職員様が日常的に利用される際のランチ価格帯について、県として期待される水準や、過去に「価格が高い」等のご意見があった事例がございましたらご教示いただけますでしょうか。	<ul style="list-style-type: none"> ・前事業者による営業時に利用者から「価格が高い」等のご意見はなかった旨、確認しています。
7	前事業者様における水道光熱費の月次実績（電気・水道・空調費等の内訳を含む）についてご教示いただけますでしょうか。あわせて、季節による変動があればご教示いただけますでしょうか。	<ul style="list-style-type: none"> ・前事業者の光熱水費（電気・水道・ガス、灯油）月平均額（R6.10月～R7年9月）は約53,000円です。 ※ガス料金についてはガス空調の使用料です。 ・上半期・下半期ごとの請求となりますが、金額に大きな差はありません。
8	共用部の維持管理費（空調費・清掃費等）の按分費用について、月額を目安にご教示いただけますでしょうか。	<ul style="list-style-type: none"> ・前事業者の清掃費月平均額（R6.10月～R7年9月）は約4,300円です。 ・空調費は上記（光熱水費）に含まれています。
9	廃棄物（生ゴミ・一般ゴミ等）の処理方法および費用負担についてご教示いただけますでしょうか。	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物（生ゴミ・一般ゴミ）については、事業者により分別の上、地下1階の県が指定する場所まで運搬してもらいます。ゴミの回収は県が委託した業者が行います。 ・費用負担は定期的に廃棄量の測定を行い、全体量から按分して算出しています。 ・前事業者の一般廃棄物処理月平均額（R6.10月～R7年9月）は約3,800円です。
10	サービス品質の維持および従業員教育の観点から、月1回程度の定休日の設定を検討しております。仕様書第3-(3)に記載の「県との協議」に基づき、こうした定期的な休業の設定が認められる余地があるかについてご教示いただけますでしょうか。	<ul style="list-style-type: none"> ・県と協議の上、定期的な休業の設定を認めることが可能です。その旨企画提案書に記載して下さい。
11	花火大会や初日の出等のイベント時における特別営業や販売強化施策の実施は可能でしょうか。あわせて、他ブランドとのコラボレーションによるポップアップイベントの店内開催についても実施可否をご教示いただけますでしょうか。	<ul style="list-style-type: none"> ・県で定める開庁時間の範囲内において、イベント時の特別営業や販売強化施策、ポップアップイベントの店内開催については、カフェ運営の補完的な位置付けで認めます。